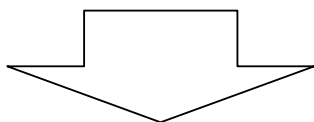


〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・



**地元の農業委員会に
届出をお願いします**



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！
(届出書の様式は裏面のとおりです。)

直島町農業委員会事務局

(直島町建設経済課内)

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者 氏 名

㊦

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

下記農地(採草放牧地)について、
 相続(遺産分割・包括遺贈を含む。)
 法人の合併・分割
 その他()
 所有権
 賃借権
 その他()
を得た

ので、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により届け出ます。(※該当する口に✓印)

Form with 6 sections: 1. Applicant info, 2. Land details table, 3. Acquisition date, 4. Reason for acquisition, 5. Type of right, 6. Committee opinion.

(記載要領)

- 1 本文には該当する権利を取得した事由及び権利の種類に口を✓印を記載してください。
2 届出者の氏名(法人の場合にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
3 2の「届出に係る土地の所在等」の登記上の所有者名欄には、登記上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに、登記上の所有者を記載してください。
4 4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割・包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、その他の該当する口を✓印を、また、それぞれの下欄に必要事項を記載してください。
5 5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利の該当する口を✓印を、また、それぞれの下欄に必要事項を記載してください。その他の場合には、所有権、賃借権に準じて記載してください。
6 6の「農業委員会によるあつせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあつせん等を希望するか否か該当する口を✓印を記載してください。